様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　０４２１００００２４３９

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　　名　　株式会社矢敷環境保全　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事　　大石　賢吾

許可の年月日　　令和　５年１１月　５日

許可の有効年月日　　令和１０年１１月　４日

禁複写

１．事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上１６種類（下記２のとおり積替え・保管行為を含む。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え保管場所①

所在地	長崎県大村市富の原二丁目９２１番、９２３番２、９２７番１、９３３番			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積上上限高	その他
汚泥	60.0㎡	120.0㎥	－	屋内保管（容器使用）
廃油	10.0㎡	9.6㎥		
廃プラスチック類	32.0㎡	21.0㎥		屋外保管（容器使用）
燃え殻	14.7㎡	23.5㎥		屋内保管（容器使用）
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず				
鉱さい				
がれき類				
ばいじん				

（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

（裏面へつづく）

（裏面）

積替え保管場所②

所在地	長崎県大村市富の原二丁目９２９番１			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	積上上限高	その他
燃え殻	0.630㎡	0.84㎥	－	屋内保管（容器使用）
汚泥	0.630㎡	0.84㎥		
廃酸	0.315㎡	0.42㎥		
廃アルカリ	0.315㎡	0.42㎥		
鉱さい	0.630㎡	0.84㎥		
ばいじん	0.945㎡	1.26㎥		
水銀使用製品産業廃棄物	0.945㎡	1.26㎥		

（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（水銀含有ばいじん等を含む。）

禁複写

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況

昭和６２年１１月　５日　新規許可
平成　５年１１月　５日　更新許可
平成１０年１１月　５日　更新許可
平成１５年１１月　５日　更新許可
平成１８年　１月　４日　市町村合併に伴い「積替え保管」に係る一部の許可を長崎市に移管
平成２０年１１月　５日　更新許可
平成２５年１１月　５日　更新許可
平成３０年１１月　５日　更新許可

５．積替え許可の有無　　有

長崎市　許可番号　０７９１２００２４３９

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有

許可番号０７９１２００２４３９号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　名　　株式会社　矢敷環境保全　　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第１項　の許可を受けた者であることを証する。

長　崎　市　長　　鈴　木　史　朗

許　可　の　年　月　日　　令和　５年１１月　５日

許　可　の　有　効　年　月　日　　令和１０年１１月　４日

禁複写

１．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上３種類については自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、廃油、がれき類、（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上１６種類（積替え、保管行為を含む。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別紙のとおり

３．許　可　の　条　件

４．許可の更新又は変更の状況

昭和６２年１２月２６日　新規許可　　平成　５年１１月　５日　更新許可
平成１０年１１月　５日　更新許可　　平成１５年１１月　５日　更新許可
平成１８年　１月　４日　合併に伴う変更（積替え保管行為の追加）
平成２０年１１月　５日　更新許可　　平成２５年１１月　５日　更新許可
平成２９年　９月２６日　変更届出（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等明記）
平成３０年１１月　５日　更新許可
令和　２年１１月１６日　変更届出（水銀使用製品産業廃棄物表記変更）
令和　５年１１月　５日　更新許可

５．積替え許可の有無　　有・無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名　　許可番号

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

所在地	長崎市琴海戸根町２９４９番地１		面積（㎡）	１５
産業廃棄物の種類	保管上限（㎥）	最大積上げ高さ（m）	保管方法	備考
燃え殻	３．０	—	屋内・容器	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。
汚泥	３．０	—	屋内・容器	
廃油	１．８	—	屋内・容器	
鉱さい	３．０	—	屋内・容器	
ばいじん	３．０	—	屋内・容器	

所在地	長崎市琴海戸根町２９３４番地１		面積（㎡）	１１６．６
産業廃棄物の種類	保管上限（㎥）	最大積上げ高さ（m）	保管方法	備考
燃え殻	１８．０	—	屋内・容器	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。
紙くず	５．０	—	屋外・容器	
木くず	１２．０	１．３	屋外	
金属くず	１２．０	１．３	屋外	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（混合廃棄物）	１６．８	１．３	屋外	
廃プラスチック類、ゴムくず、繊維くず（混合廃棄物）	１９．７	１．３	屋外	
鉱さい	２．０	—	屋内・容器	
ばいじん	２．０	—	屋内・容器	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）	１８．０	—	屋内・容器	水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

禁複写

以下、余白。

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　０４１０７００２４３９

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　　名　株式会社 矢敷環境保全
代表取締役　矢敷 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事　山口　祥義

佐賀県知事印

禁複写

許可の年月日　令和　６年（２０２４年）３月１８日
許可の有効年月日　令和１１年（２０２９年）３月１７日

１．事業の範囲
収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）
産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
以上１６種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、石綿含有産業廃棄物を除く。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和６年３月１８日　更新許可　以下余白

５．積替え許可の有無
無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無
有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。

佐賀県

許可の状況

（産業廃棄物収集運搬業）

氏　　名	株式会社矢敷環境保全	許可番号	０４１０７００２４３９
住　　所	長崎県大村市富の原二丁目921番地	電話番号	０９５７－５５－５３３３
事務所の所在地	同　　上	電話番号	同　　上
事業場の所在地	長崎県大村市富の原二丁目933番	電話番号	同　　上

禁複写

許　　可　　内　　容　　等

許可等の種類	年　月　日	許可番号	許可等の内容
新規許可	昭和６３年　３月１５日	佐賀県指令６２環第２７９０号	収集運搬業（保管行為を含まない。）
更新許可	平成　６年　３月１８日	４１０７００２４３９	収集運搬業（積替え・保管を含まない）
更新許可	平成１１年　３月１８日		
更新許可	平成１６年　３月１８日		
変更届	平成１６年１２月２１日		住所及び事務所の所在地の変更
変更届	平成１７年１２月１２日		車両の変更（４台追加）
変更届	平成２０年１０月１４日		事業場の所在地、政令使用人及び車両（４台廃止）の変更
更新許可	平成２１年　３月１８日	０４１０７００２４３９	
変更届	平成２５年　９月２４日		車両の変更（５台廃止・２台追加）
変更届	平成２６年　３月１７日		車両の変更（１台廃止・１台追加）
更新許可	平成２６年　３月１８日		
変更届	平成２６年　４月　３日		車両の変更（１台廃止・１台追加）
変更届	平成２６年１２月１１日		車両の変更（２台廃止・１台追加）
変更届	平成２８年１０月　４日		車両の変更（１台廃止・１台追加）
変更届	平成２９年　３月１５日		車両の変更（１台追加）
変更届	平成２９年　７月１５日		車両の変更（１台追加）
変更届	平成２９年１２月　１日		車両の変更（１台追加）
変更届	平成３０年　２月２０日		車両の変更（１台追加）
変更届	平成３１年　２月１３日		車両の変更（２台追加）
更新許可	平成３１年　３月１８日		
変更届	令和　元年　５月　８日		車両の変更（１台廃止・１台追加）
変更届	令和　２年　９月２８日		車両の変更（１台追加）

事　業　の　用　に　供　す　る　施　設

運搬車船	長　崎８８や２１９４，長　崎８８や２３１６，長　崎 100は・９５６，長　崎 100さ・６２４， 長　崎 100さ５３３２，長　崎１１せ１６０１，長　崎８８や２４５６，長　崎 800さ・８５４， 長　崎８８さ５３０７，長　崎 100さ５３３１，長　崎 100は・７０４，長　崎 100さ６０７６， 長　崎 100さ６４１５，長　崎 100は１２７８，長　崎 100は１２９０，長　崎 480け６９９１， 長　崎 100さ８５６０，長　崎 100は１５２９，長　崎 100さ９００４，長　崎 100は１５８６， 長　崎 100さ９２６１，長　崎 100は１６３９，長　崎 800は・７８０，長　崎 100は１７１９， 長　崎 100す・５３８　以上２５台

※　この許可について不服がある場合は、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に対し審査請求をすることができます。

※　更新をする場合は、「許可の有効年月日」までに、許可申請を循環型社会推進課で行ってください。

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　０４０００００２４３９

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　名　株式会社矢敷環境保全
代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事　服部　誠太郎

許　可　の　年　月　日　令和　２　年　１０　月　３０　日

許可の有効年月日　令和　７　年　１０　月　２９　日

禁複写

１．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上３品目については、自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん（汚泥、廃プラスチック類、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。）　以上１６品目　以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

３．許可の条件

なし

４．許可の更新又は変更の状況

平成　７年１０月３０日　更新許可
平成１２年１０月３０日　更新許可
平成１７年１０月３０日　更新許可
平成２２年１０月３０日　更新許可
平成２７年１０月３０日　更新許可
平成２９年１０月１０日　変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記
令和　２年１０月３０日　更新許可　以下余白

（以下裏面に記載）

※更新手続については、有効期間満了日の６０日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

（裏面）

5．積替え許可の有無　　有　・　(無)

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名　　許可番号

以下余白

6．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　(有)　・　無

禁複写

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　第０４３０５００２４３９号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
氏　　名　　株式会社矢敷環境保全
　　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

許　可　の　年　月　日　　令和　５　年（２０２３年）１１月２２日

許可の有効年月日　　令和１０年（２０２８年）１１月１９日

禁複写

１．事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物を除く）	積替保管	※○：取り扱うもの　◎：積替え又は保管行為を含むもの 石綿含有産業廃棄物	自動車等破砕物	水銀使用製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
燃え殻	－	○		－	○
汚泥	－	○		－	○
廃油	－	－		－	－
廃酸	－	－		○	－
廃アルカリ	－	－		○	－
廃プラスチック類	－	○		○	－
紙くず	－	○		－	－
木くず	－	○	－	－	－
繊維くず	－	○		－	－
動植物性残さ	－	－		－	－
ゴムくず	－	－		－	－
金属くず	－	○		○	－
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	－	○		○	－
鉱さい	－	○		－	－
がれき類	－	○		－	－
ばいじん	－	○		－	○

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ　　「無」

３．許可の条件
（１）　熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
（２）　熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

４．許可の更新又は変更の状況
（１）　昭和６２年（１９８７年）１１月２０日付けで新規許可

（２）　平成５年（１９９３年）１１月２０日付けで更新許可
（３）　平成１０年（１９９８年）１１月１７日付けで更新許可
（４）　平成１５年（２００３年）１２月４日付けで更新許可
（５）　平成２０年（２００８年）１２月５日付けで更新許可
（６）　平成２６年（２０１４年）２月１４日付けで更新許可
（７）　平成３１年（２０１９年）１月８日付けで更新許可
（８）　令和５年（２０２３年）１１月２２日付けで更新許可

５．積替え許可の有無　　「無」

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　「有」

禁複写

備考

許可番号 04407002439

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏名　　株式会社矢敷環境保全

代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事　　広瀬　勝貞

許可の年月日　　令和4年11月17日

許可の有効年月日　令和9年11月16日

禁複写

１．事業の範囲

事業の区分

収集運搬　積替え又は保管行為を含まない　以下余白

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない）、ガラスくず等（廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破砕物を含まない）、鉱さい、がれき類、ばいじん

（以上16種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。
含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

３．許可の条件

なし

４．許可の更新又は変更の状況

平成9年11月17日	産業廃棄物収集運搬業許可
平成14年11月7日	変更届（運搬施設）
平成14年11月17日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成16年12月21日	変更届（所在地、事務所）
平成19年10月16日	変更届（役員、運搬施設、株主、事業場）
平成19年11月17日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成24年11月1日	変更届（運搬施設、事業場）
平成24年11月17日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成26年4月2日	変更届（運搬施設）
平成27年6月10日	変更届（役員）
平成28年9月29日	変更届（運搬施設）
平成29年11月17日	産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成29年11月30日	変更届（運搬施設）
平成30年2月19日	変更届（運搬施設）
平成31年2月12日	変更届（運搬施設）
令和元年5月7日	変更届（運搬施設）
令和2年8月18日	変更届（運搬施設）
令和2年9月28日	変更届

以下裏面へ続く

禁複写

令和3年4月9日	変更届(運搬施設)
令和3年10月4日	変更届(運搬施設)
令和4年1月4日	変更届(運搬施設)
令和4年8月5日	変更届(役員)
令和4年11月11日	変更届(運搬施設)
令和4年11月17日	産業廃棄物収集運搬業更新許可

5．積替え許可の有無　有・(無)
市名　　許可番号

6．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無
無

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　第０４５０４００２４３９号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　名　　株式会社　矢敷環境保全　　代表取締役　矢敷　和男
（法人にあっては名称及び代表者氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事　　河　野　　俊　嗣

廃棄物処理法専用 宮崎県知事印

許可の年月日　　令和４年２月１日

許可の有効年月日　　令和９年１月31日

禁複写

１．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え・保管の有無　　なし

産業廃棄物の種類
燃え殻（※３）、汚泥（※２、※３）、廃油（※２）、廃酸（※２、※３）、廃アルカリ（※２、※３）、廃プラスチック類（※１、※２）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず（※２）、金属くず（※２）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（※１、※２）、鉱さい（※３）、がれき類（※１）、ばいじん（※３）　以上１６種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

※１　石綿含有産業廃棄物を含む。
※２　水銀使用製品産業廃棄物を含む。
※３　水銀含有ばいじん等を含む。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件　　なし

４．許可の更新又は変更の状況　　裏面のとおり

５．積替え保管の有無　　有・無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有・無

（裏面）

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
平成24年２月１日 第04504002439号	新規許可
平成29年２月１日 第04504002439号	更新許可
令和４年２月１日 第04504002439号	更新許可 以下余白

禁複写

（別記）

1　事務所及び事業場の所在地

［事　務　所］長崎県大村市富の原二丁目９２１番地　　電話番号：0957-55-5333

［事　業　所］長崎県大村市富の原二丁目９２１番地　　電話番号：0957-55-5333

2　特記事項

①　県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成４年１０月２６日定め）の規定を遵守すること。

②　運搬車両については、宮崎県産業廃棄物処理業者情報サービスシステム（http://sanpai.pref.miyazaki.lg.jp/）で情報提供を行っている。

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号０４６０８００２４３９号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
氏　　名　　株式会社矢敷環境保全
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　矢敷和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事　塩田康一

鹿児島県知事印

許可の年月日　　令和　３年　７月　３日
許可の有効年月日　令和　８年　７月　２日

禁複写

1　事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。），ゴムくず，金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。），がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。），燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。），汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。），廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。），鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。），ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。），紙くず，木くず，繊維くず，動植物性残さ

以上16種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類，積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3　許可の条件

なし

4　許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成８年７月３日	
更新許可	平成13年７月３日	
変更届出	平成16年12月22日	法人の住所を「長崎県長崎市赤迫三丁目２番２０号」から「長崎県大村市富の原二丁目９２１番地」
更新許可	平成18年７月３日	
更新許可	平成23年７月３日	
更新許可	平成28年７月３日	

変更届出	平成29年12月１日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「金属くず」を「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「燃え殻」を「燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「汚泥」を「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「廃油」を「廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に，「廃酸」を「廃酸（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「廃アルカリ」を「廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「鉱さい」を「鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）」に，「ばいじん」を「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」に変更
更新許可	令和３年７月３日	

禁複写

5　鹿児島市の積替え許可の有無　　有・(無)

6　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)

許可番号 第０３５０００２４３９号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
氏　　名　　株式会社矢敷環境保全
　　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条第１項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事　　村　岡　　嗣　政

許　可　の　年　月　日　　令和　６年　１月１６日

許可の有効年月日　　令和１１年　１月１５日

禁複写

１．事業の範囲
(1)産業廃棄物の種類
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類、金属くず、ｶﾞﾗｽくず・ｺﾝｸﾘｰﾄくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃ｱﾙｶﾘ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ｺﾞﾑくず、鉱さい、がれき類、ばいじん
（これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上16種類

(2)事業の区分
積替え又は保管を除く。

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況
令和　６年　１月１６日　更新許可

５．積替え許可の有無
無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無
有

様式第九号の二（第十条の六関係）

許可番号　０４２２０００２４３９

産業廃棄物処分業許可証

優良

住　　所　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　　名　株式会社矢敷環境保全　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条の２第１項　の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事　中村　法道

許可の年月日　令和　４年　２月２８日

許可の有効年月日　令和　９年１１月　４日

禁複写

１．事業の範囲

事業の区分　中間処理

産業廃棄物の種類

処分の方法	産業廃棄物の種類
（１）焼　却	①汚泥、②廃油、③廃プラスチック類、④紙くず、⑤木くず、⑥繊維くず、⑦動植物性残さ、⑧ゴムくず、⑨金属くず、⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ガラスくず及び陶磁器くずに限る。）　以上１０種類
（２）中　和	廃酸、廃アルカリ　以上２種類
（３）乾　燥	汚泥（下水汚泥を除く。）、廃油　以上２種類
（４）破　砕（移動式を含む。）	①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類　以上８種類

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

２．事業の用に供するすべての施設

（１）廃プラスチック類等の焼却施設　（㈱環境エネルギー開発製）

設置場所	長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
設置年月日	平成３年３月７日
処理能力	①：０．３ｔ／日（８時間）、②：１．５８ｔ／日（８時間）、③：１．６ｔ／日（８時間）、④～⑩：１．６ｔ／日（８時間）
設置届出受付年月日	平成３年３月５日

（２）廃酸、廃アルカリの中和施設　（㈱環境衛生科学研究所製）

設置場所	長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
設置年月日	平成３年３月７日
処理能力	２４ｍ^3／日（８時間）

（３）廃アルカリの中和施設　（㈱環境衛生科学研究所製）

設置場所	長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
設置年月日	平成１０年４月２１日
処理能力	８ｍ^3／日（８時間）

（裏面につづく）

禁複写

（4）汚泥等の乾燥施設　（ロータリーキルン乾燥炉）

設置場所	長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
設置年月日	平成３年３月７日
処理能力	９．６m^3／日（８時間）

（5）廃プラスチック類等の破砕施設（移動式を含む。）

（㈱小松製作所製　自走式破砕機　ガラパゴス BR200S）

設置（保管）場所	長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
設置年月日	平成９年５月２３日 （固定式追加に係る設置年月日：平成２４年２月１４日）
処理能力	①：８ｔ／日、②：５．２ｔ／日、③：１６ｔ／日、④：３．１ｔ／日、 ⑤：１８．７ｔ／日、⑥：５６ｔ／日、⑦：１２０ｔ／日、 ⑧：１２０ｔ／日（いずれも１日８時間稼動）
許可年月日	平成９年４月４日 （固定式追加に係る変更許可年月日：平成２３年１２月７日）
許可番号	４２１０５３０３２

3．許可の条件

移動式破砕に係る条件	稼動日	平日に限る。
	稼動時間	午前９時から午後５時までに限る。
	稼動場所	処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。
	騒音防止措置	隣地との敷地境界線における騒音が６０ｄＢ以下となるような措置を講ずること。

4．許可の更新又は変更の状況

昭和６２年１１月　５日　産業廃棄物処分業新規許可
平成　５年１１月　５日　産業廃棄物処分業更新許可
平成　８年　９月　５日　産業廃棄物処分業変更許可（処分の方法（乾燥）の追加）
平成　９年　９月１６日　産業廃棄物処分業変更許可（移動式破砕の追加）
平成１０年１１月　５日　産業廃棄物処分業更新許可
平成１５年１１月　５日　産業廃棄物処分業更新許可
平成１６年１１月　２日　産業廃棄物処分業変更許可（処分の方法（選別）の追加）
平成１８年　１月　４日　市町村合併に伴い琴海町における焼却施設、中和施設及び最終処分場に係る許可を長崎市へ移管
平成１９年１２月　５日　産業廃棄物処分業変更届出（汚泥の乾燥施設のうち１施設廃止）
平成２０年１０月２７日　産業廃棄物処分業変更届出（破砕施設（移動式）のうち１施設廃止）
平成２０年１１月　５日　産業廃棄物処分業更新許可
平成２４年　３月　２日　産業廃棄物処分業変更届出（破砕施設（移動式）の固定式使用の追加）
平成２５年　１月２２日　産業廃棄物処分業変更許可（焼却品目（汚泥、金属くず、ガラスくず等）及び乾燥品目（廃油）の追加）
平成２５年　７月１９日　産業廃棄物処分業変更届出（破砕施設（固定式）１施設の廃止、処分の方法（選別）の廃止）
平成２５年１１月　５日　産業廃棄物処分業更新許可
令和　２年１１月　５日　産業廃棄物処分業更新許可
令和　４年　２月２８日　産業廃棄物処分業変更許可（破砕品目（紙くず、繊維くず、ゴムくず）の追加）

5．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号０７９２２００２４３９号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
氏　名　　株式会社　矢敷環境保全　　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第６項　の許可を受けた者であることを証する。

長　崎　市　長　　鈴　木　史　朗

許　可　の　年　月　日　　令和　５年１１月　５日
許可の有効年月日　　令和１０年１１月　４日

禁複写

１．事　業　の　範　囲
事　業　の　区　分　　産業廃棄物処分業（中間処理）

処分の方法	産　業　廃　棄　物　の　種　類
焼　却	汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）　以上９種類
中　和	廃酸、廃アルカリ（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）　以上２種類
破　砕	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）　以上５種類

２．事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所（駐機場）	設置年月日	処理能力	許可年月日 許可番号
焼却施設（定置式） （富士炉材㈲製 台車式焼却炉）	長崎市琴海戸根町 2949 番地 1	S59.12.22	2.4 t/日 (8 時間)	S59.12.22 (使用届出受付日)
中和施設（定置式） （㈱三浦工業所製）	長崎市琴海戸根町 2949 番地 1	S62.6.1	8 ㎥/日 (8 時間)	－
破砕施設（移動式） （ｺﾏﾂ　ｶﾞﾗﾊﾟｺﾞｽBR200S）	長崎県大村市富の原 2 丁目 929 - 1	H9.5.28	8 t/日 (8 時間)	H9.4.4 420007032

３．許　可　の　条　件
移動式破砕に係る条件
稼　働　日　祝日を除く月曜から土曜日に限る。
稼働時間　午前９時から午後５時までに限る。
稼働場所　長崎市内の排出事業場内に限る。
騒音防止措置　隣地との敷地境界線における騒音が 60dB 以下となるような措置を講ずること。

４．許可の更新又は変更の状況

昭和６２年１１月　５日	新規許可	平成　５年１１月　５日	更新許可
平成　９年　９月１６日	変更許可	平成１０年１１月　５日	更新許可
平成１５年１１月　５日	更新許可	平成１６年１１月　２日	変更許可
平成１８年　１月　４日	合併により事務移管	平成２０年１１月　５日	更新許可
平成２５年１１月　５日	更新許可	平成２９年１１月１５日	変更届出（最終処分業の廃止）
平成３０年１１月　５日	更新許可	令和　５年１１月　５日	更新許可

５．規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　　有

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号　０４２５０００２４３９

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　　名　　株式会社矢敷環境保全　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事　　大石　賢吾

許可の年月日　　令和　５年　７月１５日

許可の有効年月日　　令和１０年　７月１４日

禁複写

１．事業の範囲

廃油

（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸

（ｐＨ２．０以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ

（ｐＨ１２．５以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃石綿等

ばいじん

（特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

（裏面へつづく）

禁複写

燃え殻

（特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥

（特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上８種類（積替え・保管行為を含まない。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況

平成　５年　７月１５日　新規許可
平成　８年１０月２２日　変更許可
平成１０年　７月１５日　更新許可
平成１５年　７月１５日　更新許可
平成１８年　１月　４日　市町村合併に伴い「積替え保管」に係る一部の許可を長崎市に移管
平成２０年　７月１５日　更新許可
平成２２年１１月３０日　変更許可
平成２５年　７月１５日　更新許可
平成２５年　８月　８日　変更許可
平成３０年　７月１５日　更新許可

５．積替え許可の有無　　有
長崎市　許可番号　０７９６２００２４３９

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　無

様式第十二号（第十条の十四関係）

許可番号０７９６２００２４３９号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　名　　株式会社　矢敷環境保全　　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条の４第１項　の許可を受けた者であることを証する。

長　崎　市　長　　鈴　木　　史　朗

許　可　の　年　月　日　　令和　５年　６月２８日

許　可　の　有　効　年　月　日　　令和１０年　６月２７日

禁複写

１．事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

汚　　泥　特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

廃　　油　揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

廃　　酸　水素イオン濃度指数２．０以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀及びその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

廃アルカリ　水素イオン濃度指数１２．５以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

感染性産業廃棄物、廃石綿等　　以上６種類（積替え、保管行為を含む。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	長崎市琴海戸根町２９４９番地１				
特別管理産業廃棄物の種類	保管上限（m^3）	最大積上げ高さ（m）	面　積（m^2）	保管方法	備考
汚　　泥	１．０	－	２．０７５	屋内・容器	特定有害産業廃棄物のうち、水銀又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。
廃　　酸	１．０	－	２．０７５	屋内・容器	特定有害産業廃棄物のうち、水銀及びその化合物、有機燐化合物、シアン化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
廃アルカリ	１．０	－	２．０７５	屋内・容器	特定有害産業廃棄物のうち、水銀及びその化合物、有機燐化合物、シアン化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

３．許　可　の　条　件

４．許可の更新又は変更の状況

平成　５年　６月２８日　新規許可　　令和　５年　６月２８日　更新許可
平成１０年　６月２８日　更新許可
平成１５年　６月２８日　更新許可
平成２０年　６月２８日　更新許可
平成２５年　６月２８日　更新許可
平成３０年　６月２８日　更新許可

５．積替え許可の有無　　有・無
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名　　許可番号

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号　第０４３５５００２４３９号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
氏　　名　　株式会社矢敷環境保全
　　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事　蒲　島　郁　夫

禁複写

許可の年月日　　令和５年（２０２３年）１０月１７日

許可の有効年月日　　令和１０年（２０２８年）９月２９日

１．事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類　（特定有害産業廃棄物の種類については別表参照）	（特記事項）	積替保管
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	－	－
廃酸（水素イオン濃度指数２．０以下のもの）	－	－
廃アルカリ（水素イオン濃度指数１２．５以上のもの）	－	－
感染性産業廃棄物	－	－
廃石綿等	－	－
鉱さい（特定有害産業廃棄物であるもの）	－	－
ばいじん（特定有害産業廃棄物であるもの）	－	－
燃え殻（特定有害産業廃棄物であるもの）	－	－
汚泥（特定有害産業廃棄物であるもの）	－	－
廃油（特定有害産業廃棄物であるもの）	－	－
廃酸（特定有害産業廃棄物であるもの）	－	－
廃アルカリ（特定有害産業廃棄物であるもの）	－	－

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ　　「無」

３．許可の条件
（１）　熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
（２）　熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

４．許可の更新又は変更の状況
（１）　平成５年（１９９３年）９月３０日付けで新規許可
（２）　平成１０年（１９９８年）９月２１日付けで更新許可

（３）　平成１５年（２００３年）１０月２１日付けで更新許可
（４）　平成２０年（２００８年）１１月６日付けで更新許可
（５）　平成２５年（２０１３年）６月１７日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として「廃石綿等」及び特定有害産業廃棄物の種類を追加。）
（６）　平成２５年（２０１３年）９月２６日付けの変更届出により一部事業の廃止（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類として「鉱さい」の特定有害産業廃棄物の種類を一部削除。）
（７）　平成２５年（２０１３年）１１月２９日付けで更新許可
（８）　平成３０年（２０１８年）１１月６日付けで更新許可
（９）　令和　５　年（２０２３年）１０月１７日付けで更新許可

禁複写

５．積替え許可の有無　　「無」

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　「有」

備考

（別表）

特定有害産業廃棄物の種類 ／ 有害物質	鉱さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	－	○	－	○	－	○	○
水銀又はその化合物	－	○	－	○	－	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	－	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	－	○	○
有機燐化合物	－	－	－	○	－	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	－	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	－	○	○
シアン化合物	－	－	－	○	－	○	○
トリクロロエチレン	－	－	－	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	－	－	－	○	○	○	○
ジクロロメタン	－	－	－	○	○	－	－
四塩化炭素	－	－	－	○	○	－	－
１，２－ジクロロエタン	－	－	－	○	○	－	－
１，１－ジクロロエチレン	－	－	－	○	○	－	－
シス－１，２－ジクロロエチレン	－	－	－	○	○	－	－
１，１，１－トリクロロエタン	－	－	－	○	○	－	－
１，１，２－トリクロロエタン	－	－	－	○	○	－	－
１，３－ジクロロプロペン	－	－	－	○	○	－	－
チウラム	－	－	－	－	－	－	－
シマジン	－	－	－	－	－	－	－
チオベンカルブ	－	－	－	－	－	－	－
ベンゼン	－	－	－	○	○	－	－
セレン又はその化合物	○	○	○	○	－	○	○
１，４－ジオキサン	－	－	－	○	○	－	－
ダイオキシン類	－	－	－	－	－	－	－

※○：取り扱うもの　◎：積替え又は保管行為を含むもの

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号　０４０５０００２４３９

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
氏　名　　株式会社矢敷環境保全
　　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事　　服部　誠太郎

許可の年月日　　令和　５年　８月　２４日
許可の有効年月日　　令和　１０年　８月　２３日

禁複写

１．事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかの別がに記載すること。）
裏面のとおり。
以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況

平成１０年	８月２４日	更新許可
平成１５年	８月２４日	更新許可
平成２０年	８月２４日	更新許可
平成２４年	１月　５日	変更許可により取扱品目（廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、汚泥）の限定の変更
平成２５年	８月２１日	変更届出により取扱品目（鉱さい）の限定の変更及び取扱品目（感染性産業廃棄物）の廃止
平成２５年	８月２４日	更新許可
平成３０年	８月２４日	更新許可
令和　５年	８月２４日	更新許可　以下余白

５．積替え許可の有無　　有　・　(無)
（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）
市名　　許可番号
以下余白

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　(有)　・　無

備考
市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の６０日前までに必ず管轄の宗像・遠賀保健福祉環境事務所で行ってください。

禁複写

1．事業の範囲

積替え、保管を含まない。

廃　　油（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は１，２－ジクロロエタン又は１，１－ジクロロエチレン又はシス－１，２－ジクロロエチレン又は１，１，１－トリクロロエタン又は１，１，２－トリクロロエタン又は１，３－ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃　　酸（水素イオン濃度指数２．０以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数１２．５以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱　さ　い（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

ばいじん（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃　え　殻（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚　　泥（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は１，２－ジクロロエタン又は１，１－ジクロロエチレン又はシス－１，２－ジクロロエチレン又は１，１，１－トリクロロエタン又は１，１，２－トリクロロエタン又は１，３－ジクロロプロペン又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上８品目　以下余白

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号　０４１５７００２４３９

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　　名　株式会社矢敷環境保全
代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事　山口　祥義

佐賀県知事印

禁複写

許可の年月日　令和　５年（２０２３年）９月２９日
許可の有効年月日　令和１０年（２０２８年）９月２８日

１．事業の範囲
収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）
特別管理産業廃棄物の種類
汚　　泥（水銀又はその化合物、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
廃　　油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）
廃　　酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはシアン化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
感染性産業廃棄物
以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

３．許可の条件
なし

４．許可の更新又は変更の状況
令和５年９月２９日　更新許可　以下余白

５．積替え許可の有無
無

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無
有

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号０４６５０００２４３９号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
氏　　名　　株式会社矢敷環境保全
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　代表取締役　矢敷和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事印

鹿児島県知事　塩田康一

禁複写

許可の年月日　　令和　５年　７月　６日
許可の有効年月日　　令和１０年　７月　５日

1　事業の範囲
別表のとおり

2　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類，特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
なし

3　許可の条件
なし

4　許可の更新又は変更の状況

更新許可	平成10年７月６日	
更新許可	平成15年７月６日	
変更届出	平成16年12月22日	住所を「長崎県長崎市赤迫３丁目２番２０号」から「長崎県大村市富の原二丁目９２１番地」に変更
更新許可	平成20年７月６日	
更新許可	平成25年７月６日	
更新許可	平成30年７月６日	
更新許可	令和５年７月６日	

5　鹿児島市の積替え許可の有無　　有・(無)

6　規則第10条の12第２項の規定による許可証の提出の有無　　有・(無)

（別表）

禁複写

事　業　の　範　囲	
収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
廃油	揮発油類，灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物，カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，有機燐化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物，シアン化合物
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物，カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，有機燐化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物，シアン化合物
汚泥	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン
感染性産業廃棄物	
廃石綿等	

許可番号 04457002439

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏名　株式会社矢敷環境保全

代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事　　広瀬　勝貞

許可の年月日　　令和4年12月28日

許可の有効年月日　令和9年12月27日

禁複写

１．事業の範囲

事業の区分

収集運搬　　積替え又は保管行為を含まない　以下余白

特別管理産業廃棄物の種類

廃油　（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

廃酸　（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

廃アルカリ　（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

鉱さい　（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

燃え殻　（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

ばいじん　（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

汚泥　（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、ダイオキシン類を含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る）

（以上7種類に限る。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る）

以下裏面へ続く

禁複写

積替え又は保管行為を含まない。

3．許可の条件

なし

4．許可の更新又は変更の状況

平成24年12月28日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可
平成26年4月2日	変更届（運搬施設）
平成27年6月10日	変更届（役員）
平成28年9月29日	変更届（運搬施設）
平成29年11月30日	変更届（運搬施設）
平成29年12月28日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可
平成30年2月19日	変更届（運搬施設）
平成31年2月12日	変更届（運搬施設）
令和元年5月7日	変更届（運搬施設）
令和2年8月18日	変更届（運搬施設）
令和2年9月28日	変更届
令和3年4月9日	変更届（運搬施設）
令和3年10月4日	変更届（運搬施設）
令和4年1月4日	変更届（運搬施設）
令和4年8月5日	変更届（役員）
令和4年12月19日	変更届（運搬施設）
令和4年12月28日	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可

5．積替え許可の有無　有・（無）

市名　　許可番号

6．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無

有

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　０４２７０００２４３９

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住　　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　　名　　株式会社矢敷環境保全　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条の４第６項　の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事　大石　賢吾

許可の年月日　　令和　５年　７月２７日

許可の有効年月日　　令和１０年　７月２６日

禁複写

１．事業の範囲

事業の区分　中間処理

産業廃棄物の種類

処分の方法	産業廃棄物の種類
（１）焼　　却	①汚泥（特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） ②廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、または特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。） ③感染性産業廃棄物 以上３種類
（２）中和・酸化還元	・廃酸（ｐＨ２．０以下のもの又は特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） ・廃アルカリ（ｐＨ１２．５以上のもの又は特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。） 以上２種類

２．事業の用に供するすべての施設

（１）汚泥等の焼却施設　（㈱環境エネルギー開発製）

設置場所	長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
設置年月日	平成３年４月１日
処理能力	①：０．３ｔ／日（８時間）、②１．５８ｔ／日（８時間）、 ③：１．６ｔ／日（８時間）
設置届出受付年月日	平成３年３月５日

（２）廃酸・廃アルカリの中和施設　（㈱環境衛生科学研究所製）

設置場所	長崎県大村市富の原二丁目９２１番地
設置年月日	平成３年３月７日
処理能力	２４ｍ^3／日（８時間）

（裏面へ続く。）

禁複写

3．許可の条件

4．許可の更新又は変更の状況

平成　５年	７月２７日	特別管理産業廃棄物処分業新規許可
平成１０年	７月２７日	特別管理産業廃棄物処分業更新許可
平成１５年	７月２７日	特別管理産業廃棄物処分業更新許可
平成１８年	１月　４日	市町村合併に伴い琴海町における焼却施設、中和施設に係る許可を長崎市へ移管
平成２０年	７月２７日	特別管理産業廃棄物処分業更新許可
平成２０年１２月	２日	特別管理産業廃棄物処分業変更届出（焼却施設の構造変更）
平成２３年	４月２５日	特別管理産業廃棄物処分業変更許可（汚泥、廃油、廃酸及び廃アルカリに含まれる有害物質を追加）
平成２５年	７月２５日	特別管理産業廃棄物処分業変更許可（汚泥及び廃油に含まれる有害物質（1,4-ジオキサン）を追加）
平成２５年	７月２７日	特別管理産業廃棄物処分業更新許可
平成３０年	７月２７日	特別管理産業廃棄物処分業更新許可
令和　５年	５月２４日	特別管理産業廃棄物処分業変更届出（処理能力の変更）

5．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有

様式第十五号（第十条の十八関係）

許可番号０７９７２００２４３９号

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住　所　　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　名　　株式会社　矢敷環境保全　　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条の４第６項　の許可を受けた者であることを証する。

長　崎　市　長　　鈴　木　史　朗

許　可　の　年　月　日　　令和　５年７月２７日

許　可　の　有　効　年　月　日　　令和１０年７月２６日

禁複写

１．事　業　の　範　囲

事　業　の　区　分　　特別管理産業廃棄物処分業（中間処理）

（特別管理産業廃棄物の種類）

中間処理（焼却）

・廃　油　　（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

・汚　泥　　（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むことのみにより有害なものに限る。）

・感染性産業廃棄物

以上３種類

中間処理（中和・酸化還元）

・廃　酸　　（pH2.０以下のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

・廃アルカリ（pH12.５以上のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上２種類

２．事業の用に供するすべての施設

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日 許可番号
焼却施設（富士炉材㈲製台車式焼却炉）	長崎市琴海戸根町2949番地１	S59. 12. 22	2.４ｔ/日（８時間）	S59. 12. 22（設置届出受理書交付日）
中和施設（㈱三浦工業所製）	長崎市琴海戸根町2949番地１	S62. 6. 1	８㎥/日（８時間）	－

３．許　可　の　条　件

４．許可の更新又は変更の状況

平成　５年　７月２７日　新規許可　　平成１０年　７月２７日　更新許可

平成１５年　７月２７日　更新許可　　平成１８年　１月　４日　琴海町合併により長崎市に事務移管

平成２０年　７月２７日　更新許可　　平成２５年　７月２７日　更新許可

平成３０年　７月２７日　更新許可　　令和　５年　７月２７日　更新許可

５．規則第１０条の１６第２項の規定による許可証の提出の有無　　有

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　０４２２００６４４００

産業廃棄物処分業許可証

住　　所　長崎県長崎市琴海戸根町２９４９番地１

氏　　名　株式会社ヤシキ・トリニケンス　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第１４条第６項　の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事　中村　法道

許可の年月日　令和　元年　９月１０日
許可の有効年月日　令和　６年　９月　９日

禁複写

１．事業の範囲

事業の区分　中間処理

産業廃棄物の種類

処分の方法	産業廃棄物の種類
（１）破　　砕	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず（以上３種類は廃蛍光ランプ、廃ＨＩＤランプ及び廃放電ランプに限る。）以上３種類
（２）水銀蒸留	汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず･コンクリートくず及び陶磁器くず（以上４種類は廃蛍光ランプ、廃ＨＩＤランプ及び廃放電ランプを破砕処理したものに限る。）以上４種類

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）
（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

２．事業の用に供するすべての施設

（１）廃蛍光ランプ等の破砕施設　（トリニケンス社製　エンドカットマシーン）

設置場所	長崎県大村市富の原２丁目９２１番地
設置年月日	平成１１年３月１２日
処理能力	１．９ｔ／日（８時間）

（２）廃蛍光ランプ等の破砕施設　（①破砕機：トリニケンス社製　クラッシャー
②ふるい機：近畿工業㈱製　ＫＵＳ型
③造粒機：㈱御池鐵工所製　ＳＩＮＣＲＯ５２５Ｃ）

設置場所	長崎県大村市富の原２丁目９２１番地
設置年月日	①平成１１年３月１２日、②③平成２２年３月２３日
処理能力	①１．９ｔ／日、②２．２ｔ／日、③２．０ｔ／日（いずれも８時間）

（３）水銀蒸留施設（トリニケンス社製）

設置場所	長崎県大村市富の原２丁目９２１番地
設置年月日	平成１１年３月１２日
処理能力	０．１ｍ^3／日（８時間）

（裏面につづく）

禁複写

（裏面）

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況

平成１１年　９月１０日　産業廃棄物処分業新規許可
平成１６年　９月１０日　産業廃棄物処分業更新許可
平成２１年　９月１０日　産業廃棄物処分業更新許可
平成２２年　３月２３日　産業廃棄物処分業変更届出（ふるい機、造粒機の追加）
平成２６年　９月１０日　産業廃棄物処分業更新許可

５．規則第１０条の４第５項の規定による許可証の提出の有無　　有

様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　０４２０００６４４００

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　長崎県長崎市琴海戸根町２９４９番地１

氏　　名　　株式会社ヤシキ・トリニケンス　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事　　中村　法道

許可の年月日　　令和　３年　６月１５日

許可の有効年月日　　令和　８年　６月１４日

禁複写

１．事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

（これらのうち自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上２０種類（積替え・保管行為を含まない。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況

平成２３年　６月１５日　新規許可

平成２８年　６月１５日　更新許可

５．積替え許可の有無　　無

６．規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　無

様式第十三号（第十条の十四関係）

許可番号　０４２５００６４４００

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　長崎県長崎市琴海戸根町２９４９番地１

氏　　名　　株式会社ヤシキ・トリニケンス　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事　　中村　法道

許可の年月日　　令和　３年　６月１７日
許可の有効年月日　　令和　８年　６月１６日

禁複写

１．事業の範囲

廃油

（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸

（ｐＨ２．０以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ

（ｐＨ１２．５以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

廃水銀等

（裏面へつづく）

禁複写

鉱さい

（特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

ばいじん

（特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻

（特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥

（特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上１０種類（積替え・保管行為を含まない。）

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

３．許可の条件

４．許可の更新又は変更の状況

平成２３年　６月１７日　新規許可
平成２８年　６月１７日　更新許可
平成２８年　８月１７日　変更許可

５．積替え許可の有無　　無

６．規則第１０条の１２第２項の規定による許可証の提出の有無　　無

受　理　書

５９環対第３９０号
昭和５９年１２月２２日

矢敷金属産業
代表　矢敷　和男　殿

禁複写

長崎県知事　　高田　勇

昭和５９年１０月３０日付けで届出のあった産業廃棄物処理施設設置（~~変更~~）届を受理しました。

施設の種類	廃プラスチック類焼却施設
設置場所	琴海町戸根郷字下山２－９４９の１
施設の変更内容	――――――――――

受　理　書

3大保衛第１６４号
平成3年3月　7日

株式会社矢敷環境保全
代表取締役　矢敷和男　殿

長崎県
大村保健所
所長之印

大村保健所長　竹下美智

禁複写

平成3年　3月　5日付けで届出のあった産業廃棄物処理施設設置 ~~(変更)~~ 届を受理しました。

施設の種類	廃プラスチック類の焼却施設
設置場所	大村市富の原2丁目９２１番地
施設の変更内容	

様式第二十号（第十二条の五関係）

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和４年２月２８日

住　所　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　名　株式会社矢敷環境保全　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の２の６第１項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

長崎県知事　中村　法道

禁複写

許可の年月日	平成９年４月４日	許可番号	４２１０５３０３２
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類　廃プラスチック類等の破砕施設（移動式を含む。） （㈱小松製作所製　自走式破砕機　BR200S） 廃棄物の種類　①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類　以上８種類 （石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	長崎県大村市富の原二丁目９２１番地		
処理能力	①８ｔ／日、②５．２ｔ／日、③１６ｔ／日、④３．１ｔ／日、⑤１８．７ｔ／日、⑥５６ｔ／日、⑦１２０ｔ／日、⑧１２０ｔ／日 （いずれも１日８時間稼動）		
許可の条件	（移動式破砕に係る許可の条件） １．稼動日　平日に限る。 ２．稼動時間　午前９時から午後５時までに限る。 ３．稼動場所　処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。 ４．騒音防止措置　隣地との敷地境界線における騒音が６０ｄＢ以下となるような措置を講ずること。		
規則第１１条第８項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	１．施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 ２．計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 ３．施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

禁複写

［許可の変更等の状況］

平成　９年　４月　４日	産業廃棄物処理施設設置許可
平成２３年１２月　７日	産業廃棄物処理施設変更許可 （固定式処理の追加）
令和　３年　５月　６日	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出 （破砕品目（紙くず、繊維くず、ゴムくず）の追加、水銀使用製品産業廃棄物等の取扱の明記）

COPY COPY COPY COPY

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成9年　5月　1日

住　所　　長崎県長崎市赤迫3丁目2番20号

氏　名　　株式会社　矢数環境保全　代表取締役　矢数和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

長崎県知事　髙田　勇

禁複写

許可の年月日	平成　9年　5月　1日	許可番号	420007033
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類　廃プラスチック類の破砕施設 廃棄物の種類　廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、建設廃材		
設置場所	移動式　（車台番号　1027）		
処理能力	8t／日		
許可の条件			
留意事項	1.　施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2.　計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3.　施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

様式第二十号（第十二条の五関係）

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和５年８月７日

住　所　長崎県大村市富の原二丁目９２１番地

氏　名　株式会社矢敷環境保全　代表取締役　矢敷　和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条第１項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

長崎県知事　大石　賢吾

禁複写

許可の年月日	令和３年９月８日	許可番号	４２００５３２７０
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施設の種類　廃プラスチック類等の破砕施設（移動式を含む。） ［アタッチメント］ウエダ産業㈱製　カッタープリンス CP−200 ［ベースマシン］コベルコ建機㈱製　油圧ショベル SK200−10 廃棄物の種類　①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、⑦ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑧がれき類　以上８種類 （石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	長崎県大村市富の原二丁目９２７番１		
処理能力	①３４．５ｔ／日、②２９．６ｔ／日、③５４．２ｔ／日、 ④１１．８ｔ／日、⑤５１．２ｔ／日、⑥１１１．３ｔ／日、 ⑦９８．５ｔ／日、⑧１４５．８ｔ／日（いずれも１日８時間稼動）		
許可の条件	（移動式破砕に係る許可の条件） １．稼動日　平日に限る。 ２．稼動時間　午前８時から午後５時までに限る。ただし、１日の実稼動時間は８時間までとする。 ３．稼動場所　処理する産業廃棄物を排出する事業場内に限る。 ４．騒音防止措置　隣地との敷地境界線における騒音が６０ｄＢ以下となるような措置を講ずること。		
規則第１１条第８項の規定による許可証の提出の有無	有		
留意事項	１．施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 ２．計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 ３．施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

禁複写

［許可の変更等の状況］

令和　３年　９月　８日　　産業廃棄物処理施設設置許可

令和　３年１０月　８日　　産業廃棄物処理施設軽微変更等届出
（ベースマシンの入替）

令和　５年　３月１７日　　産業廃棄物処理施設軽微変更等届出
（ベースマシンの入替）

COPY COPY COPY COPY